

# 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

2022年2月3日  
独立行政法人国際観光振興機構  
理事長 清野 智

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

## 1. 当該招請の主旨

本業務については、社会保障、税番号制度に対応した給与計算事務処理（以下「給与計算事務処理等」という。）及びネットワークシステム（クラウド）等に係るソフトウェアの保守管理が主な業務となる。

また、本システムは毎月の期限があり、遅延等が許されないものであることから保守管理が重要であり、かつ災害時に備えシステムのクラウド化等でデータ保存のリスクを分散させることが必須となっている。

そのため、給与計算事務処理及びネットワークシステム（クラウド）等のソフトウェアに関し高度な専門的知識と豊富な経験を有し、本業務の保守管理を行う必要があることから、三菱総研 DCS 株式会社を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定した以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して企画提案書の提出を要請する企画競争を予定している。

## 2. 業務概要

(1) 業務名 国際観光振興機構「給与計算事務処理等」の契約について

(2) 業務概要

- ① 給与計算事務処理
- ② 給与計算事務処理のネットワークシステム（クラウド）を構成するソフトウェアの保守および復旧作業
- ③ 給与計算事務処理のソフトウェア障害発生の連絡調整、復旧及び修理の作業・連絡調整等
- ④ その他詳細は仕様書による。

(3) 履行期間 2022年4月1日～2023年3月31日

## 3. 業務目的

国際観光振興機構（以下、「機構」という。）の給与計算事務処理等は、作業の効率化とデータ保存のリスク分散を図るためクラウドシステムを導入し、日常業務の基幹としての役割を果たしており、給与処理に必要不可欠なものとなっている。

これらの業務は、給与計算事務処理とそのソフトウェアの保守・管理を一体的に処理し、万一のシステム障害に対し迅速な対応を行うことで、効率的な業務運営を図ることを目的としている。

## 4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 当機構の契約事務実施細則第26条の規定に該当しない者であること。

- ② 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）を有している者であること。

(2) 技術力に関する要件

- ① 給与計算事務処理及びネットワークシステム（クラウド）のソフトウェアの円滑な保守業務を行う技術力を有すること。
- ② 給与計算システムの著作権を有している特定法人からプログラムの使用許可が得られること。

(3) 守秘性に関する要件

- ① この業務の内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、機構の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他の目的に利用しないこと。
- ② ISMS（Information Security Management System）の認証を取得している事業者であること。

(4) 業務執行体制に関する要件

- ① 機構との円滑・迅速な業務遂行が行える体制を有していること。
- ② 委託契約の場合の内部統制に関する要件  
日本公認会計士協会の監査基準委員会報告第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」に基づく検証結果として「給与計算受託業務に関する内部統制の整備及び運用状況報告書」を外部監査法人より受領していること。

(5) 業務実績に関する要件

官公庁等での同種業務の実績（再委託による業務実績は含まない。）を1件以上有すること。

(6) その他の詳細は、仕様書による。

## 5. 手続等

(1) 担当部局

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーセ  
独立行政法人 国際観光振興機構 総務部 人事グループ 担当：江尻  
電話 03-5369-3340 ファクシミリ 03-3350-5200

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：2022年2月4日から2022年2月24日まで  
交付場所：独立行政法人国債観光振興機構

（東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーセ総合受付）

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

2022年2月24日 17時00分（1）に同じ。持参、郵送（書留郵送に限る。）。

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：5（1）に同じ。
- (3) 企画競争手続きに移行した場合の企画書の提出予定期限：別途、連絡する。
- (4) 全省庁統一の競争参加資格の認定を受けていない者であっても、5（3）により参加希望書類を提出することができるが、その者が上記に定める応募要件を満たすと認められ、企画競争方式に移行した場合に企画書を提出するためには、企画書提出時までには当該資格の審査を受ける必要がある。

## 7. 契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開

するなどの取組みを進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高  
総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）